

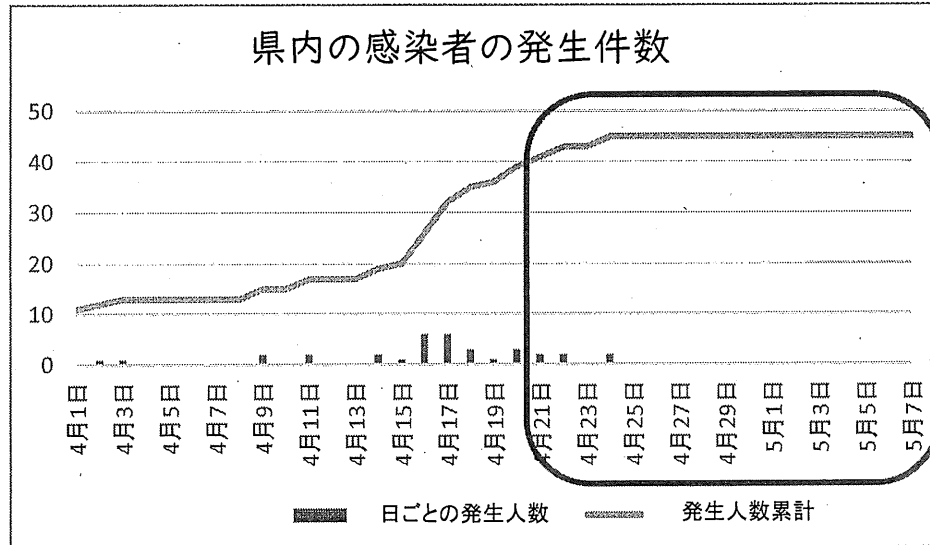
三重県緊急事態措置解除の基本的考え方

三重県内の感染状況に加え、国、近隣府県の状況を
総合的に判断し、解除を検討

資料1

○県内の感染状況

4月下旬から5月上旬のように新規感染者の発生が落ち着いた状況が続き、かつ、下記モニタリング指標の範囲内で収まっていること



緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標
PCR検査件数、PCR検査陽性率、新規感染事例数、
新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数などの
指標を日常的にモニタリング

措置強化判断の 主な指標と その目安	新規感染 事例数 (直近5日間)	新規 感染者数 (直近5日間)	入院 患者数
	3	10	20

○国の動向

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の見直し状況
- ・「基本的対処方針」における移動自粛、休業要請の考え方等

○近隣府県の状況

- ・新規感染者発生状況、移動自粛要請の状況、休業要請の状況等

三重県緊急事態措置解除の基本的考え方

	緊急事態宣言対象区域	愛知県	岐阜県	三重県	対応				判断の基準
					移動の自粛	イベント	県外からの訪問客受入 【事業者への依頼】	休業要請 【事業者への依頼】	
1	全都道府県【現行】	警戒区域	警戒区域	対象区域	県外への移動自粛 県外からの移動自粛の協力依頼	開催可 ・少人数かつ他都道府県からの参加がないこと	受入れのご遠慮、延期対策の協力依頼	一部の遊興施設、運動・遊技施設、学習塾、商業施設	県内の感染状況 国緊急事態宣言国基本的対処方針 近隣府県の状況
2	一部都道府県	いずれかの県が、警戒区域又は対象区域とされている場合		(対象外)	緊急事態宣言対象区域への移動自粛の協力依頼 緊急事態宣言対象区域からの移動自粛の協力依頼	開催可 ・規模・人数は、基本的対処方針に基づき判断 ・緊急事態宣言対象区域からの参加がないよう協力依頼	なし ※感染防止対策のガイドライン作成等、自主的・積極的な対策の徹底が前提	なし	県内の感染状況 国基本的対処方針 近隣府県の状況
3	一部都道府県	(対象外)	(対象外)	(対象外)	緊急事態宣言対象区域(東京都、大阪府等を想定)への移動自粛の協力依頼 緊急事態宣言対象区域(東京都、大阪府等を想定)からの移動自粛の協力依頼	開催可 ・規模・人数は、基本的対処方針に基づき判断 ・緊急事態宣言対象区域(東京都、大阪府等を想定)からの参加がないよう協力依頼	なし ※感染防止対策のガイドライン作成等、自主的・積極的な対策の徹底が前提	なし	県内の感染状況 国基本的対処方針 近隣府県の状況

※「警戒区域」、「対象区域」は国の緊急事態宣言における「特定警戒都道府県」及び「特定都道府県」を「(対象外)」は緊急事態宣言の対象から外れた場合を示す。
 ※上記対応において、「新しい生活様式」の実践、業種や施設の種別に応じたガイドラインの作成等、自主的・積極的な感染防止対策を徹底することが前提

県立学校の再開に向けた基本的考え方

	緊急事態 宣言 対象区域	愛知県	岐阜県	三重県	対応		判断の基準
					休業期間中の登校日	学校の再開	
1	全都道府県 【現行】	警戒区域	警戒区域	対象区域	5月20日(水)に判断	5月25日(月)に判断	県内の感染状況 国緊急事態宣言 国基本的対処方針 近隣府県の状況
2	一部 都道府県	いずれかの県が、 警戒区域又は対象 区域とされている 場合	(対象外)	(対象外)	いずれかの県が、警戒区域とされている場合		県内の感染状況 国基本的対処方針 近隣府県の状況
					5月18日(月)からオンライン授 業を継続し、登校日を設定(分 散登校)	6月1日(月)に臨時休業解除 (但し、1日～5日の1週間は 分散登校)	
3	一部 都道府県	(対象外)	(対象外)	(対象外)	いずれかの県が、対象区域とされている場合		県内の感染状況 国基本的対処方針 近隣府県の状況
					—	5月18日(月)に臨時休業解 除(但し、18日～29日までは 各学校で段階的に分散登校を 拡大し、あわせてオンライン授 業を実施)	
					—	5月18日(月)に臨時休業解 除(但し、18日～29日までは 各学校で段階的に分散登校を 拡大し、あわせてオンライン授 業を実施)	

※「警戒区域」、「対象区域」は国の緊急事態宣言における「特定警戒都道府県」及び「特定都道府県」を「(対象外)」は緊急事態宣言の対象から外れた場合を示す。
 ※上記対応において、在校時及び登下校時における感染防止対策を徹底することが前提。